

京都市立洛陽工業高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年7月14日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第1号

京都市立洛陽工業高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

(京都市立洛陽工業高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 京都市立洛陽工業高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(修業年限)

第3条 本校には、全日制の課程を置き、その修業年限は3年とする。

ただし、5年まで在学することができる。

第4条の見出し中「課程、科及び学科群」を「学科」に改め、同条第1項中「及び定時制の課程には、工業に関する学科（以下「工業科」という。）」を「に、創造技術科」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第1号様式中「本校 科」を「本校創造技術科」に改める。

第2号様式及び第3号様式中「科」を削る。

(京都市立伏見工業高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 京都市立伏見工業高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(課程及び学科の設置)

第3条 本校に置く課程及び学科は、次の表に掲げるとおりとする。

課程	学科
全日制	システム工学科
定時制	システム工学科, 工業技術科

2 定時制の課程の工業技術科は、単位制による課程とする。

第4条を次のように改める。

(修業年限)

第4条 全日制の課程及び定時制の課程のシステム工学科の修業年限は3年とし、定時制の課程の工業技術科の修業年限は4年とする。ただし、全日制の課程及び定時制の課程のシステム工学科においては5年まで、定時制の課程の工業技術科においては7年まで在学することができる。

第5条第2項を次のように改める。

2 学年を次の学期に分ける。

前期 4月1日から10月6日まで

後期 10月7日から3月31日まで

第6条第1項第5号中「8月31日」を「8月24日」に改め、同項中第8号を削り、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 秋季休業日 10月7日から10月11日まで

第21条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、定時制の工業技術科を履修する生徒については、前期末を卒業の時期とすることができる。

(京都市立西京高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 京都市立西京高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条中「おき」を「置き」に改め、「3年以上」を「3年又は4年」に改め、「5年まで」の右に「、定時制の課程においては7年まで」を加える。

(京都市立塔南高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第4条 京都市立塔南高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条中「高等普通教育」の右に「及び専門教育」を加える。

第4条第1項中「普通科」の右に「及び教育みらい科」を加える。

別記第1号様式中「本校普通科」を「本校 科」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市立洛陽工業高等学校の管理運営に関する規則第3条、第4条及び第1号様式、京都市立伏見工業高等学校の管理運営に関する規則第3条、第4条、第5条第2項、第6条及び第21条、京都市立西京高等学校の管理運営に関する規則第3条並びに京都市立塔南高等学校の管理運営に関する規則第2条、第4条及び第1号様式の規定は、平成19年4月1日以降に入学する者から適用し、同日前に入学する者の規定については、なお従前の例による。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)